



2026年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社 サイバーリンクス  
代表者名 代表取締役社長 東 直樹  
(コード番号：3683 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取締役 総合管理部長 鳥居 孝行  
(TEL. 073-448-3600)

### 従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年2月25日付で「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の従業員に対してサイバーリンクス従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定しておりますが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細及び本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての新株式発行（以下、「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年8月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 132,122株（注）
(3) 発行価額	1株につき1,031円
(4) 発行総額	136,217,782円（注）
(5) 発行方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがなされることを条件として、上記（2）に記載の発行する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割当の数が発行する株式の数となります）。 (サイバーリンクス従業員持株会 132,122株) なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注) 「発行する株式の数」及び「発行総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員 865 名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に発行する株式の数及び発行総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社グループの従業

員（以下、「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定します。具体的には、上記（５）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「発行する株式の数」となり、当該数に１株当たりの発行価額を乗じた額が「発行総額」となります。当社グループは、各対象従業員に対して役職に応じて定める額の金銭債権を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して役職に応じて定める数の株式を割り当てます。

## ２．発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、対象従業員に対して本持株会を通じて当社が発行する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を提供することによって、当社グループの従業員の資産形成の一助とすることに加え、当社の業績や、株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との価値共有を進め企業価値の持続的な向上へのモチベーションを高めることを目的とした本制度を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対して、当社グループから譲渡制限付株式付与のための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）として金銭債権（以下、「本金銭債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して臨時拋出することとなります。本持株会は、対象従業員から臨時拋出された本金銭債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社普通株式の付与を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下、「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどを含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、本譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下、「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会に拋出した金銭債権に応じて対象従業員が保有することになる譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下、「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、本持株会から引き出すことを制限されることとなります。

（注）本持株会は、本新株式発行に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会において、本制度に対応した本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会会員への通知発信後２週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会の会員数の２分の１未満の場合に効力が発生する予定です。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拋出された本

特別奨励金としての本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することで、本持株会に対して、当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することとなります。本新株式発行において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本新株式発行における発行株式数は、上記1.の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの全従業員 865 名の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合には 132,122 株を予定しています。かかる発行株式数を前提とした場合、本新株式発行における株式の希薄化の規模は、2025 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 11,412,309 株に対し 1.16%（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2025 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 110,662 個に対し 1.19%です。

なお、本新株式発行は、本新株式発行に係る払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）の前日まで改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

### 3. 本割当契約の概要

#### （1）譲渡制限期間

対象従業員は、本払込期日から2031年8月16日まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとする。

#### （2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が本譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

#### （3）本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年退職その他の正当な理由（やむを得ない理由に基づかない自己都合によるものはこれに含まれない。）により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会を含む。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（以下、「退会申請受付日」という。）において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

#### （4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。また、対象従業員が、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然にまたは書面で通知の上無償で取得する。

#### （5）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理する。

#### （6）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又

は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除する。

#### 4. 発行金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本新株式発行は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。発行金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026年4月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である1,031円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この発行金額の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切り捨て）	乖離率
1か月（2026年3月17日～2026年4月16日）	1,003円	2.79%
3か月（2026年1月16日～2026年4月16日）	1,151円	-10.43%
6か月（2025年10月17日～2026年4月16日）	1,257円	-17.98%

#### 5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株式発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上